

資料2 - 2 (受給者証等)	H18.9.16
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成18年10月以降の受給者証及び契約内容報告書等について

この内容については、現時点（平成18年9月16日時点）で障害者自立支援法、厚生労働省主管課長会議資料等を基に千葉市が作成したものであり、事務取扱いについては、他市町村と若干の差異があるものと予測される。なお、国の動向により、変更があり得る。

1 受給者証

平成18年10月以降の受給者証については平成18年9月20日頃各利用者あてに各区福祉サービス課等から送付する。送付された受給者証の内容に基づき、事業者と利用者で契約を締結する必要がある。

受給者見本について、別紙のとおり。（現時点の内容であり、今後変更があり得るものとする。）

契約が成立したとき事業者は、支給量管理のために、受給者証に契約内容を記入すると共に、契約内容報告書、入所（居）報告書を千葉県障害者自立支援課に提出する。

契約支給量を超えた場合は、超過して利用した分の介護給付費等の支払いは行わないので、契約内容の変更が必要となる。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援（通所）

（1）新規に契約する場合

ア 事業者記入欄への記入

事業者及びその事業所の名称

指定の際に届け出た事業者及び事業所の名称を記載する。（略称で可）

サービス内容

支給決定障害者と契約を締結したサービス内容を記載する。

例： 身体介護中心 ○○時間30分/月

旧法施設支援（通所） 23日/月

契約支給量

支給決定障害者と契約を締結した居宅介護のサービス内容ごとに1月当たりの契約支給量を記載する。

受給者証のサービス内容ごとの月当たりの決定支給量を確認し、その決定支給量の範囲内で、当該事業者が提供するサービス内容ごとの契約支給量を記入する。

一の欄には一のサービス内容のみを記入する。

利用者が複数の事業者と契約する場合

既に一の事業者が、契約支給量を記入しているサービス内容について、後に、別の事業者が同一サービス内容で契約しようとする場合、決定支給量から既に記入されている契約支給量を差し引いた残りの決定支給量の範囲で記入する。

契約日

契約の締結日ではなく、効力の発生日を記入する。（例：契約締結を4月15日にしても、効力の発生日が5月1日ならば、5月1日と記載。）

事業者確認印

事業者名を特定することのできる印とする。

イ ある特定の月のみ契約支給量を変える場合

通学している障害児など、夏休みの間のみ支給量を多く決定されるなどにより、ある特定の月のみ契約支給量を変える必要が生じた場合は、契約支給量の欄に、（ ）書きで「8月のみ○○時間」などと記入する。

（2）契約を終了する場合

ア 事業者記入欄への記入

当該契約支給量によるサービス提供終了日、サービス提供終了月中の終了日までの既提供量を記入し、事業者名を特定することのできる確認印を押印する。

イ 契約終了後、契約決定障害者（保護者）が別の事業者と新たに契約する場合

前事業者との契約が終了した後に、同一サービス内容について、別の事業者が新規の契約をし、前事業者がサービス提供を終了した月の終了日以降から新たなサービス提供をする場合は、前事業者が事業者記入欄に記入したサービス提供終了月中の終了日までの既提供量を確認し、その月の支給決定量から当該サービス提供終了月の既提供量を差し引いた残りの支給量を超えない範囲でサービス提供を行う。

なお、翌月からは契約支給量でのサービス提供が可能である。

（3）契約支給量を変更する場合

ア 受給者証の事業者記入欄への記入

「契約を終了する場合」と同じ要領で記載し、新たに、事業者記入欄の最も若い未記入の欄に、事業者及びその事業所の名称、サービス内容、新たな契約支給量及び契約日（契約支給量を変更した日）を記入し、事業者名を特定できる確認印を押印する。

（4）支給期間の満了に伴う再度の支給決定の場合

受給者証が新たに交付されるため、再度「（1）新規に契約する場合」と同様に必要事項を改めて記入する。このときに記入する欄は、未記入で若い番号の欄から記入することとする（旧受給者証に記載してある番号とは異なる場合が多い。また、既に

終了している契約については記入し直す必要はない。

(5) その他

受給者証の事業者記入欄には限りがあるため、欄が足らなくなるとも想定される。その場合、利用者からの求めに応じ、当該受給者証を発行した各福祉事務所福祉サービス課等において、受給者証に事業者記入欄に係るページを追加して貼り付けるので、各事業者においては、利用者に対して適切な援助を行われたい。

施設入所支援、旧法施設支援（入所）、療養介護、
共同生活介護、共同生活援助

受給者証の事業者記入欄に入所（居）日（実際の入所（居）日。例：昭和63年7月1日など）を記入し、事業者名を特定することのできる印を押印する。

2 契約内容報告書

(1) 対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援（通所）

平成18年10月以降のサービス提供については新たに契約内容報告書を提出する。

制度改正に伴い、旧法施設支援（通所）の入所報告書の提出は不要とする。

(2) 報告について

ア 報告対象者

当該契約に係る支給決定障害者（保護者）の受給者証番号、氏名等を記載する。

- ・ 受給者証番号
- ・ 支給決定障害者（保護者）氏名
- ・ 支給決定に係る児童氏名

イ 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等

当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入した契約締結及び契約変更の内容を記載する。当該報告の理由となる事項をチェックする。

- ・ 受給者証の事業者記入欄の番号
- ・ サービス内容
- ・ 契約支給量
- ・ 契約日（又は契約支給量を変更した日）

契約の締結日ではなく、効力の発生日を記入する。（例：契約締結を4月

15日にしても、効力の発生日が5月1日ならば、5月1日と記載。)

- ・ 理由(新規又は契約の変更)
- ・ 通学している障害児など、夏休みの間のみ支給量を多く決定されるなどにより、ある特定の月のみ契約支給量を変える必要が生じた場合は、契約支給量の欄に、()書きで「8月のみ○○時間」などと記入する。
- ・ 事業者記入欄

他事業者との契約状況を確認し、事業者記入欄にチェックする。

ウ 既契約支給量によるサービス提供を終了した報告

当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入したサービス提供終了に係る内容を記載する。当該報告の理由となる事項をチェックする。

- ・ 提供を終了する事業者記入欄の番号
- ・ サービス内容の記入(身体介護、家事援助など)
- ・ 提供終了日
- ・ 提供終了月中の終了日までの既支給量
- ・ 既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由

エ 契約支給量を変更する場合

一度契約が終了したこととして、既契約支給量によるサービス提供を終了した報告欄にウと同じ要領で記載すると同時に、新たな契約を締結したものとして、契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告欄にイと同じ要領で記載する。

オ 継続して支給決定された利用者に係る契約内容報告書について

もとの支給期間が終了し、継続して新たな支給決定を受けた利用者については、原則として、上記と同様の契約内容報告書の提出が必要となるが、もとの支給期間中の契約内容に変更がない場合は、契約内容報告書の提出を省くことができるものとする。

ただし、この場合でも、他事業者の契約に支障をきたさないよう、新たに発行された受給者証への記入については速やかに行う必要があることに留意していただきたい。

また、契約内容が異なる場合についてはエの契約支給量を変更する場合と同様の契約内容報告書の提出を要するものとする。

支給期間満了と同時に契約を終了する場合も契約内容報告書の提出は必要となる。

3 入（退）所報告書、入（退）居報告書

（１）対象サービス

入（退）所報告書→施設入所支援、旧法施設支援（入所）、療養介護

入（退）居報告書→共同生活介護、共同生活援助

現在の旧法施設支援利用者については、平成１８年１０月１日において入所報告書は不要。他サービスについては、平成１８年９月までの利用形態にかかわらず、新たに入所、入居報告を提出する。

（２）入（退）所報告書、入（退）居報告書の提出

利用者の入退所又は入退居があった場合、入（退）所報告書、入（退）居報告書を障害者自立支援課あて提出する。

4 入（退）院報告書

（１）対象サービス

施設入所支援、旧法施設支援（入所）、療養介護

（２）入（退）院報告書

利用者の入（退）院があった場合、入（退）院報告書を各区福祉サービス課等あて提出する。

添付資料

- < 記載例 > 受給者証（案）（訪問サービス系事業者用）
受給者証（案）（居住・日中活動サービス系事業者用）
契約内容報告書
- < 様 式 > 契約内容報告書
入（退）所報告書
入（退）居報告書
入（退）院報告書

【訪問サービス系事業者用】

(様式第 1 1 号) 新受給者証 (案) 18.9.16時点で記載例として作成したものであり、今後、変更があり得るものである。

(一)			(二)			(三)		
障害福祉サービス受給者証			介護給付費の支給決定内容			サービス種別		
受給者証番号		2000000097	障害程度区分		6	サービス種別		短期入所
支給決定 障害者等	居住地	中央区千葉港1 - 1	認定有効期間	平成18年10月1日から平成21年9月30日まで		支給量等		障害者 10日 / 月
	フリガナ	チバ タロウ	サービス種別	居宅介護		支給決定期間		平成18年10月1日から平成19年9月30日まで
	氏名	千葉 太郎	支給量等	身体介護20時間 / 月 3時間 / 回 家事援助20時間 / 月 1.5時間 / 回 通院介助(身体介護併用)10時間 / 月 ○時間 / 回 → 「1回あたり利用可能時間数」		サービス種別	共同生活介護	
	生年月日	昭和50年1月1日	支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで		支給量等		共同生活介護 31日 / 月
障害児	フリガナ	障害種別 1 → 身体障害者 (児) 2 → 知的障害者 (児) 3 → 精神障害者 (児)	サービス種別	重度訪問介護		支給決定期間		平成18年10月1日から平成21年9月30日まで
	氏名		支給量等	7.5%加算 30時間 / 月 移動介護 20時間 / 月		旧法施設支援		
生年月日			サービス種別	重度障害者等包括支援		サービス種別		
障害種別		1 2	支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで		支給量等		障害程度区分
交付年月日		平成18年10月1日	サービス種別	重度障害者等包括支援		支給決定期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
支給市町村名 及び 印	121004 千葉市		支給量等	重度障害者等包括支援 43,400単位 / 月		サービス種別		
	(窓口) 〒264 - 8550		支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで		支給量等		障害程度区分
	千葉市中央区中央3丁目10番8号		予備欄	障害程度区分認定期間及び支給決定期間は、 次回更新時期の平準化のため千葉市独自に期間 設定を行う場合があるので注意すること。		支給決定期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
中央福祉事務所福祉サービス課								
電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○								
ファックス ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○								

【訪問サービス系事業者用】

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	共同生活援助
支給量等	共同生活援助 31日 / 月
支給決定期間	平成18年10月1日から平成21年9月30日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

(五)

サービス利用計画作成費の支給内容	
支給期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで 支給期間の記載ある場合→支給決定有
指定相談支援事業所名 各福祉事務所等がサービス利用計画作成依頼届出書を受理した場合、指定相談支援事業者名を各福祉事務所等が記載する。	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	円 / 日
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合(原則)	1割	負担上限月額	15,000 円
適用期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			該当
利用者負担上限額管理事業所名 各福祉事務所等が利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を受理した場合、事業者名を各福祉事務所等が記載する。			
特記事項欄 食事負担軽減対象者 上限額管理対象者に該当する場合は「該当」の記載有			
予備欄			

【訪問サービス系事業者用】

(七)

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	千葉ケアサービス	
	サービス内容	身体介護	事業者確認印
	契約支給量	月20時間00分	印
	契約日	平成18年10月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称	中央ホームヘルプサービス	
	サービス内容	重度訪問介護(7.5%加算)	事業者確認印
	契約支給量	月10時間00分	印
	契約日	平成18年10月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称	中央ホームヘルプサービス	
	サービス内容	重度訪問介護(移動介護)	事業者確認印
	契約支給量	月10時間00分	印
	契約日	平成18年10月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(八)

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(九)

番号	児童デイサービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	平成 年 月 日	
	サービス内容		
	契約支給量(/ 月)	日	
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		平成 年 月 日
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量(/ 月)	日	
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		平成 年 月 日
	当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

新受給者証(案)

9月16日時点で記載例として作成したものであり、今後、変更がありうるものである。

(一)

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	2000000096
支給決定 障害者等	居住地 千葉市中央区千葉港1-1
	フリガナ チバ タロウ
	氏名 千葉 花子
障害児	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日
	フリガナ
	氏名 氏名
障害種別	1 2
交付年月日	平成 18 年 10 月 1 日
支給市町村名 及び 印	121004 千葉市 (窓口) 千葉市 〒260-8733 千葉市中央区中央3丁目10番8号 中央福祉事務所福祉サービス課 電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ FAX ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	6
認定有効期間	平成18年10月1日から平成21年9月30日まで
サービス種別	生活介護
支給量等	生活介護23日/月 (経過措置23日/月)
支給決定期間	平成18年10月1日から平成21年9月30日まで
サービス種別	施設入所支援
支給量等	施設入所支援31日/月 (経過措置31日/月) (訓練等給付利用者31日/月)
支給決定期間	平成18年10月1日から平成21年9月30日まで
サービス種別	短期入所
支給量等	障害者10日/月
支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで
予備欄	特定旧法受給者(入所)(通所)
障害程度区分認定期間及び支給決定期間は、次回更新時期の平準化のため千葉市独自に期間設定を行う場合があるので注意すること	

(三)

サービス種別	共同生活介護	
支給量等	経過型居宅介護31日/月	
支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで	
サービス種別		
支給量等		
支給決定期間		
旧法施設支援		
サービス種別	旧知的入所更生	
支給量等	旧知的入所更生31日/月 重複障害31日/月 自活(内)180日	障害程度区分 A
支給決定期間	平成18年10月1日から平成○○年○月○日まで	
サービス種別	旧身体通所療護	
支給量等	旧身体通所療護23日/月 ALS23日/月 遷延性23日/月	障害程度区分 A
支給決定期間	平成18年10月1日から平成○○年○月○日まで	

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	就労継続支援B型
支給量等	就労継続支援B型23日/月
支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで
サービス種別	自立訓練(生活訓練)
支給量等	自立訓練(生活訓練)23日/月
支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで
サービス種別	就労移行支援
支給量等	就労移行支援23日/月
支給決定期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで
予備欄	

(五)

サービス利用計画作成費の支給内容	
支給期間	平成18年10月1日から平成19年9月30日まで 支給期間の記載ある場合→支給決定有
指定相談支援事業所名	
各福祉事務所等がサービス利用計画作成依頼届出書を受理した場合、指定相談支援事業者名を各福祉事務所等が記載する。	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	〇〇〇 円/日
適用期間	平成18年10月 1日から平成19年6月30日まで
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合(原則)	1割	利用者負担上限月額	〇,〇〇〇円
適用期間	平成18年10月1日から平成19年6月30日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			有
軽減適用期間	平成18年10月1日から平成19年6月30日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			該当
利用者負担額上限額管理事業所名			
各福祉事務所等が利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を受理した場合、事業者名を各福祉事務所等が記載する。			
特記事項欄			
上限額管理対象者に該当する場合は「該当」の記載有			
予備欄			

(十)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計 事業者確認印
1		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
2		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
3		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
4		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
5		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
6		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
7		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
8		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
9		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
10		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
11		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		
12		平成 年 月 日から		
		平成 年 月 日まで		

(十一)

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援・旧法施設支援(通所)事業者		
1	事業者及びその事業所の名称		(福)○○○○○会 旧知的障害者通所更生施設 ○○○○○○○○○
	サービス内容	旧法施設支援(通所)	事業者確認印
	契約支給量(/ 月)	23日/月	印
	契 約 日	平成18年10月 1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		平成 年 月 日
2	事業者及びその事業所の名称		(福)○○○○○会 生活介護事業所 ○○○○○○○○○○○
	サービス内容	生活介護	事業者確認印
	契約支給量(/ 月)	16日/月	
	契 約 日	平成18年10月 1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		平成 年 月 日
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(/ 月)	日	
	契 約 日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		平成 年 月 日
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			

(十二)

療養介護・共同生活介護・共同生活援助・ 施設入所支援・旧法施設支援(入所)事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	事業者 確認印
1	(福)○○○○○会 旧身体障害者療護施設 ○○○○○○○	入所(居)日 平成17年4月 1日	印
		退所(居)日 平成 年 月 日	
2		入所(居)日 平成 年 月 日	
		退所(居)日 平成 年 月 日	
予備欄			

契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書

平成18年10月1日

千葉市長 鶴岡 啓一 様

事業者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
事業者及びその事業所の名称・代表者名	社会福祉法人〇〇会 〇〇ヘルパーセンター 理事長 千葉福子

下記のとおり当事業者との契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

居宅受給者証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		
支給決定障害者（保護者）氏名	千葉太郎	支給決定に係る児童氏名	

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日（又は契約支給量を変更した日） 効力発生日	理 由
1 (旧法施設支援（通所）の例)	旧法施設支援（通所）	23日/月	平成18年10月1日	☒ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更
1 (居宅介護の例)	身体介護 (8月のみ40時間)	20時間00分	平成18年10月1日	☒ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更
2	家事援助	20時間00分	平成18年10月1日	☒ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更
事業者記入欄（他事業所の契約状況等）の確認				☒ 1 確認済 ☐ 2 未確認

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する事業者記入欄の番号	サービス内容	提供終了日	提供終了月中の終了日までの既支給量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
1 (旧法施設支援（通所）の例)	旧法施設支援（通所）	平成19年9月26日	19日	☒ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更
1 (居宅介護の例)	身体介護	平成19年3月26日	16時間	☒ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更
2	家事援助	平成19年3月26日	12時間30分	☒ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更

年 月 日

事業者番号	
事業者及びその事業所の名称・代表者名	

記

[illegible]

受給者証の事業者 記入欄の番号	サービス 内容	契約支給量	契約日（又は契約支給量 を変更した日） 効力発生日	理 由
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更

☐ 1	確認済
☐ 2	未確認

提供を終了する事業者記入欄の番号	サービス内容	提供終了日	提供終了月中の 終了日までの既支給量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更

入（退）所報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（提出先：千葉市障害者自立支援課）

住 所

事 業 者 （所在地）

（施設の設置者） 氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

次の者の入所（退所）について、報告します。

受給者証番号		支給決定 障害者氏名	
施設名		事業者番号	
施設所在地		サービス名	
定員			
入所（退所）年月日			
摘要			

入（退）居報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（送付先：千葉市障害者自立支援課）

住 所

事 業 者 （所在地）

（グループホーム・ケアホームの設置者）氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

次の者の入居（退居）について、報告します。

受給者証番号		支給決定 障害者氏名	
サービス名			
事業所名		事業者番号	
事業所 所在地		障害程度区分	
地域区分		定員	
障害種別			
入居（退居）年月日			

入（退）院報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

（提出先：各区（保健）福祉サービス課）

住 所

事 業 者 （所在地）

（施設の設置者） 氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

次の者の医療機関への入院（からの退院）について、報告します。

受給者証番号		支給決定 障害者氏名	
施設名		事業者番号	
入院した医療機関名			
病名			
入院（退院）年月日			
摘要			